

民事裁判起案の留意点（令和6年2月版）

司法研修所民事裁判教官室

本書面は、司法研修所において行う民事裁判起案（問研起案を含む。以下同じ。）に当たり留意すべき事項をまとめたものである。問研起案、集合起案を行う前に、確認しておくことが望まれる。

1 起案要領について

司法研修所において行う民事裁判起案では、多くの場合、訴訟物に関する設問、主張整理に関する設問、事実認定に関する設問が設けられている。各設問を検討する際には、当該設問において検討すべき対象が何かについて、起案要領をよく読んで、確認しておくことが必要である。

具体的には、起案要領において、「附帯請求は除く」と記載されたり、訴えの追加的変更等がされているときに「訴状に係る請求について」などと記載され、起案の対象が限定されているにもかかわらず、その指示に反し、検討を求められている事項以外について検討したり、あるいは、起案要領において、このような限定がされていないにもかかわらず、附帯請求や訴えの追加的変更に係る請求等に関する検討を忘れてしまわないよう注意が必要である。また、設問ごとに検討すべき対象が異なることがあるので、その点にも十分注意すべきである。

2 主張整理に関する設問について

- (1) 民事実体法の正確な知識に基づき要件事実を理解し、これを具体的事案で使いこなすことで、事実認定の対象となる「争いのある主要事実」を正確に把握することを目的とする（主張分析と事実認定は、いわば「車の両輪」である。）。技術的・細目的な事実摘示の仕方を暗記することを目的とするものではない。
- (2) 主張整理に関する設問においては、「要件事実（主要事実）」について記載を求められることがある。

この設問を検討する際には、まず、当該設問で検討を求められている訴訟物が何かを確認することが必要である。その上で、当該訴訟物に関する当事者の主張を請求原因、抗弁、再抗弁などに整理した際の各主張の要件事実（主要事実）を記載することになる。要件事実（主要事実）は、一定の法律効果（権利の発生、障害、消滅、阻止）を発生させる法律要件に該当する具体的事実であること（「改訂 新問題研究 要件事実」5頁参照）に留意して記載することが必要である。

どのように要件事実（主要事実）を記載すべきかについては、「事実摘示記載例集」及び「事実摘示記載例集－民法（債権関係）改正に伴う補訂版－」が参考となる。例えば、売買契約の成立については、単に、「財産権（目的物）の移転及び代金支払の合意」、「売買契約の締結」などと記載するのではなく、「ア 原告は、被告に対し、令和3年10月3日、大型カラーテレビ1台（K社製、型式S46-TU3861）を代金100万円で売った」（請求原因記載例1（補訂版4頁）参照）というように、当事者（この例では原告）が主張すべき具体的事実を、当該法律行為が行われた日時、法律行為の当事者、さらに、売買契約の本質的要素（目的物と代金額）に漏れないよう記載すべきである。

当事者の主張を請求原因、抗弁、再抗弁などに整理した際の各主張の要件事実（主要事実）を記載するに当たっては、各主張に主張内容を簡潔に示した見出しを記載するほか（ただし、請求原因については、複数ある場合に他と区別できる限度に見出しを付ければ足りる。）、攻撃防御の対象となる主張を明記すべきである。どのように見出し及び攻撃防御の対象を記載すべきかについても、「事実摘示記載例集」及び「事実摘示記載例集－民法（債権関係）改正に伴う補訂版－」が参考となる。

なお、司法研修所において行う民事裁判起案においては、請求原因において、よって書きを記載する必要はない。

- (3) 主張整理に関する設問においては、「認否」について記載を求められることがある。この設問においては、前記(2)のとおり整理した要件事実（主要事実）に対する相手方の認否を当該要件事実の末尾に記載することになる。認否の記載に当たっては、相手方が認めている事実について「○」、否認している事実について「×」、不知としている事実について「△」、顕著な事実について「顕」というように、記号や略語を使用しても差し支えない。
- (4) 主張整理に関する設問においては、「争点（争いのある主要事実）」について記載を求められることがある。この設問については、前記(2)のとおり整理した要件事実（主要事実）のうち相手方が否認している、あるいは、不知としている事実について記載することになる（なお、顕著な事実は証明が不要であるから、記載する必要はない。）。既に記載した主要事実については、符号等により当該主要事実を引用してもよい。例えば、前記(2)の売買契約の合意が争われている場合、「争点は前記アの事実」などと記載してもよい。事実認定における判断の枠組みを検討する中で、主要な争点（民事裁判教官室では、複数の争点から争点を絞り込む場合を中心的争点、1つの争点を分析して証拠から認定する部分を絞り込む場合を実質的争点と呼んでいる。）を検討することがあるが、主張整理の設問において争点（争いのある主要事実）の記載を求められる場合は、争点の絞り込みは行わず、要件事実（主要事実）をそのまま記載すべきである（例えば、「申込みの意思表示」などに限定してはならない）。

主張整理に関する設問においては、「原告が主張立証責任を負うべき争点（争いのある主要事実）」「被告が主張立証責任を負うべき争点（争いのある主要事実）」といった

ように、一方が主張立証責任を負う事実に限定して出題されることもある。その場合には、要件事実（主要事実）の整理を踏まえ、どちらが主張立証責任を負うのかについて確認した上で、該当する要件事実（主要事実）を記載することが求められる。

- (5) なお、起案要領において、「訴訟物及び…を記載せよ。」、「要件事実（主要事実）を記載せよ。」、「認否を記載せよ。」、「本件の争点（争いのある主要事実）を記載せよ。」とある設問については、訴訟物、要件事実（主要事実）、認否又は争点（争いのある主要事実）のみを記載すればよく、そのように記載した理由は不要である。
- (6) 司法研修所において行う民事裁判起案の主張整理に関する設問で記載すべき主張は、口頭弁論終結時に維持されている主張及び主張自体失当とならない主張である。したがって、口頭弁論終結までに撤回された主張や主張自体失当となる主張は、当事者の主張する要件事実として記載する必要はない。なお、要件事実（主要事実）の記載を求める設問において、主張自体失当と考えて記載しなかった主張について、失当と考えた理由の説明を求めることがある。このような設題であっても主張自体失当となる主張が必ずあるわけではないことに留意する。

3 事実認定に関する設問について

- (1) 事実認定に関する設問においても、まず、起案要領をよく読み、何について検討することが求められているのか、十分に確認することが必要である。特定の争点（争いのある主要事実）について検討を求められているのか、請求に対する結論について検討を求められているのか、更には、検討すべき訴訟物は限定されていないのかといった点について、十分に留意する必要がある。

請求に対する結論を問う設問の場合、請求原因が認められないのであれば、そこで検討が終了することになるが、請求原因が認められ、抗弁等が主張されている場合には、それらについても検討することが必要となる（詳しくは、「10 訂民事判決起案の手引」59頁以下参照）。

- (2) 事実認定の設問においては、「判断の枠組み」について説明を求められることがある。この設問については、事例に応じて、まず、主要な争点（中心的争点や実質的争点）の検討が必要ながある（「改訂 事例で考える民事事実認定」（以下『事例で考える』という。）7頁参照）。その後、判断の枠組みについて検討することになるが、その際には、「直接証拠であり、その記載及び体裁から典型的にみて信用性が高い文書」の有無を確認した上で、それが無い場合には、「直接証拠である供述証拠」の有無を確認すべきである（「事例で考える」35頁参照）。直接証拠とは、「要証事実である主要事実を直接に証明できる内容を持つ証拠」（「事例で考える」9頁参照）と考えることが適当であるから、前記2で検討した争点（争いのある主要事実）を直接証明できる内容を持つ証拠が存在するか精査する必要がある。

例えば、前記2の売買契約の例で、原告が売買契約書を証拠として提出し、その書面

には、令和3年10月3日と日付が記載され、原告と被告の署名押印があり、商品が大型カラーテレビ1台（K社製、型式S46-TU3861）、代金が100万円と記載されていたとすれば、当該書面は、要証事実を直接証明できる内容を持つ書面ということができ、直接証拠ということができる。

仮に、被告が、当該訴訟において、令和3年10月3日、同一目的物を代金30万円で売買するとの内容の原告と被告が署名押印した売買契約書を提出していたとしても、当該書面は、記載された代金額が上記売買契約の代金額と異なるため、争いのある主要事実（要証事実）を直接証明することはできないことから、直接証拠とはいえないことになる（なお、このような書面も要証事実を否定する方向の間接証拠として機能し得ることは当然である。）。

判断の枠組みは、実務修習中に行われるサマリー起案等では、必ずしも記載を求められるものではないが、これらの起案を行う上でも、直接証拠の有無といった判断の枠組みを検討することは当然の前提となっているものである。他方で、司法研修所において行う民事裁判起案においては、このような基本的な事項についての理解の有無を明らかにする趣旨で、記載を忘れないよう注意が必要である。

なお、判断の枠組みを検討すべき争点（争いのある主要事実）が複数ある場合には、争点ごとに判断の枠組みの検討を行うこととなる。

- (3) 事実認定を行う際には、「動かし難い事実」と信用性が高い供述証拠から確実に認定できる間接事実（以下、本書面では『動かし難い事実』等」という。「事例で考える」46～48頁参照）を重視して、当該事実が、要証事実をめぐる当事者のストーリー（供述等）と整合するかという観点で検討することが求められる（「事例で考える」48頁以下参照）。具体的には、争点（争いのある主要事実）を認定するに当たり、積極方向に働く「動かし難い事実」等と消極方向に働く「動かし難い事実」等（なお、「動かし難い事実」等によって争いのある間接事実を推認し、当該事実を争点の認定に用いる場合もある。「事例で考える」8頁の図参照）を、当事者双方のストーリーを参考にしながら抽出する。そして、それらの事実を、単に積極方向・消極方向に分けて羅列するのではなく、一定の着目すべき視点（「事例で考える」の事例では、「本件借用書の変造可能性」、「借入れの動機・必要性」、「本件貸金契約締結時の行動」、「1000万円弁済後の事情」等）の下に整理した上で、当該事実を具体的に記載し、その認定根拠も挙げ（例えば、上記の売買契約の例であれば、「令和3年10月4日に当該テレビが、原告から被告宅に納品されたこと（争いなし）」といったように記載する。）、当該事実をどのように評価すべきかを記載していくことになる。その際、争点（争いのある主要事実）に対して、自分が採ろうとする結論に有利に働く事実と言及するのみでは、説得的な起案にならないことから、それと反対方向に働く事実についても言及し、必要な検討を加えることを忘れてはならない。また、視点の下に整理された「動かし難い事実」等の評価を記載するに当たっては、それらの事実の位置付け、相互関係や機能をも考慮する必要が

ある（「事例で考える」48～51頁参照）。

なお、当事者が自己に有利な事実を供述し、それを裏付ける証拠が何もないような場合は、当該事実は、当然には、「動かし難い事実」等とはならないことに注意すべきである。

以上のような視点ごとの検討を終えた後、事実認定の最終段階において、総合判断を行うことになる（「事例で考える」89～91頁参照）。この総合判断は、事実認定作業の集大成であり、立証責任及び判断の枠組みを意識しながら、特に重要な事実及びその評価について、その相互関係や要証事実を推認させる程度を総合的に評価し判断し、結論を導く過程を説明するのが適当である。

なお、複数の争点（争いのある主要事実）がある場合には、争点ごとに「動かし難い事実」等の認定などを行うこととなる。その際、別個の争点について、「動かし難い事実」等が重なり合うときは、符号を引用するなどして、一度認定した間接事実を引用して論じても差し支えない。

- (4) 以下、民事裁判教官室の事実認定に関する最近の指導について付記するので、起案に当たっては、参考にしてほしい。

従来、①要証事実と関連性のある間接事実に着目すること、②その際には、時系列に沿って検討すると間接事実の「検討漏れ」を防ぎやすいことを強調してきた。令和4年改訂前の「事例で考える民事事実認定」（平成25年9月発刊）でも、当事者の提示するストーリーと「動かし難い事実」との整合性を検討することを事実認定の最も確実な方法と位置付け（同書56頁）、また、時系列による検討手法を重視していた。

しかし、司法修習生の起案の中には、要証事実との関連性の程度を十分に検討することなく、修習記録から抽出できる事実を「動かし難い事実」として一つでも多く挙げることに腐心したり、いかなる事案でも「事前・当時・事後」の順序で検討したりするといった硬直的な思考をするものが少なからず見られるようになり、実務庁で指導に当たる多くの裁判官からもその旨指摘されるようになった。

そこで、現在、民事裁判教官室では、結論の分かれ目となるような重要な間接事実を的確に指摘して、その間接事実の意味合いについて妥当な評価をすることを重視している。したがって、時系列による検討は有用であるが、事実認定起案の構成としては、「事前・当時・事後」という順序で論証することを求めている。起案の評価ポイントとしては、①妥当な結論を導く上で必要な事項が何かを検討し、その事項に関わる重要な間接事実を認定しているか、②認定した当該事実を正しく評価しているか、③最終的な結論を導く総合的な判断が説得的なものとなっているかといった点が挙げられる。その裏返しとして、④事実の単なる拾い上げはもちろん、個々の事実の意味付けについても、要証事実との関連性が意識されていないようなものは、評価していない。

4 手続に関する設問について

民事訴訟の手續に関する設問においては、法令上の根拠について記載を求められることがある。この場合、民事訴訟法のみならず、民事訴訟規則にも言及する必要がある場合がある。

以 上